

下関市入札監視委員会規則第5条第9項に基づき、次のとおり公表します。

入札監視委員会（第61回）議事概要

開催日時		令和7年（2025年）7月29日（火）14:00	
場所		下関市役所本庁舎西棟5階大会議室	
委員		香月 豊文（一級建築士） 藤本 博美（ファイナンシャルプランナー） 村上 俊秀（高等学校教諭） 足立 俊輔（大学教授）	
審査対象期間		令和6年10月1日 ～ 令和7年3月31日	
審査対象総件数		265 件	(抽出工事名称)
及び 審査 対象 案件 数	一般競争入札	158 件	火の山公園山麓キャンプ場整備工事
	随意契約	107 件	火の山ユースホステル浴場改修工事
			令和5年度 蓋井島漁業集落排水施設機能保全工事に伴う付帯工事
委員からの意見・質問、 それに対する回答等		別紙のとおり	
指名停止措置の運用状 況報告		3件3者	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容		特になし	

別紙

意見・質問	回答
火の山公園山麓キャンプ場整備工事	
最終的な評価としては入札価格の方が低かった業者に決まったということではよかったか。	除算方式となっており、最終的には価格と総合評価でつけた点数の両方を評価して順位をつけている。足した点（技術評価点）を入札価格で割って評価値が高い方が落札者となる。
そのことについて最終的に意見が出たりはしないのか。	基準に従って点数を付け、業者からは自己評価という形で点数表を付けてもらっているため、そこと点数が異なれば「なんでこの点数なのか」と言われることはあるが、通常そういったことがなければ、何事もなく審査は進める。
基本的に入札になる水道などの工事が多いが請負金額が元々設定されている金額に近い金額が出てくるが、今回のような稀な土木工事の案件は標準化しにくいと考えてよいのか。	国の積算基準に則り工事の範囲を見ながら積算しているため、事業者も理解していると思われる。
工事实績 6,000 万円以上とあり、請負金額からすると 4 分の 1 程度だが、このハードルを上げれば業者が少なくなり、下げれば業者が増えると思うが、この工事金額に対する実績金額の目安はあるのか。	通常の公告を出す際には概ね 2 分の 1 程度の工事实績を求めているが、共同企業体で行う際は 2 分の 1 ではなく、4 分の 1、8 分の 1 設定で行うこともある。工種によっては実績がないものがあるため一概には言えないが、そういったことも加味しながら設定している。また、本案件については、工事規模から庁内に設置している委員会において参加条件を審議しながらその都度決定している。

2分の1が一応目安で、工事の内容等で変わるのか。	はい。工種や共同企業体であった場合で変わる。
火の山ユースホテル浴場改修工事	
構造について簡単に説明いただきたい。貯湯方式と循環方式について。 配管はすべてやり替えだったのか。 ランニングコストは比較するとどうなっているのか。 元々の工期が7月中旬から2月下旬までと決まっていた、それを逆算して入札を行ったが、そこで不調となり、入札では工期が間に合わないため、随意契約にしたという流れであり、工期は決まっていたということで間違いないか。 当初入札に参加した業者というのは、この後の見積りをとった業者と同	元々設置されていた浴槽は一般家庭と同じように浴槽にお湯を溜めて冷めたらその都度お湯を追加していくような方式となっていた。これをボイラーとろ過装置が一体となつたろ過装置ユニットというものを増設して、浴槽のお湯を機械で循環させ、常に温かいお湯が溜るようにボイラーで昇温しつつ、お風呂の汚れ等をろ過装置で水をきれいにした状態で、綺麗で温かいお風呂を常に提供できるようなシステムに改修した。 新しくお風呂とろ過装置の間の配管を増設している。 機械が増える関係で既存のシステムよりは金額が上がると思うが、使い方によるため、現状では完全に把握できていないが増加する傾向にあるとは思われる。 そうです。閑散期の期間を狙っての工事が決まっていた。 3者の中の1者は同じ業者である。

じ業者か。入札を辞退した業者か。 辞退した理由は推測できるか。工期の関係や、金額が合わない等なのか。	辞退した理由は分からないが、業者の都合だと思われる。入札参加はされたが、応札はしていないため金額等ではなく事業者の都合だと思われる。
令和５年度 蓋井島漁業集落排水施設機能保全工事に伴う付帯工事	
抽出事案説明書の中で、随意契約の理由に「工期の短縮、経費の節減」とあるが経費の節減とは具体的にどういった経費がどのくらい節減できるのか。 本体と一体の不可分の工事であるのであれば、本体を行うときに一緒に行うことはできなかったのか。この金額であれば分ける必要がないと思うが。	施工業者が別の業者になると工事の管理費等として契約金額の 30%ほどが別にかかるため、その分が増額となる。業者が１つになることによってその金額が削減できると思われる。 令和５年度からの繰越工事であり、もとは市長部局所管の施設であったものが、令和６年度から上下水道局に移管されたため、令和６年の上下水道局の事業費から捻出した。
審 議	
抽出事案３件について、特段の意見等なし	